

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成16年12月20日(月)

14:00～17:00

場所：農林水産省第2 特別会議室

部会長	最初の議題である「有機農産物の日本農林規格の見直し」について、事務局より説明願います。
事務局	(資料2「有機農産物の日本農林規格の見直しについて(案)」に基づき説明)
部会長	ありがとうございました。内容的にはそれほど大きな改正にならないと思いますが、法令上の表現が考慮され文言が少し修正されました。若干検討委員会の方で、いろいろご意見があり改正され、特に別表が表現を合わせて変わっております。内容的にはそれほど変わっておりませんが、表現が若干変わったということであるかと思います。 それでは委員の皆さん、早速ご意見を頂きたいところですが、実は今日どうしても意見を述べたいという方がいらっしゃいまして、その方からご意見を頂くことになっています。 〇〇さんから早速この見直しについてのご意見を頂戴したいと思います。関係の資料はただいま委員の皆さんに配布をさせて頂いております。 それでは、公述人の方大変恐縮ですが、5分以内でご発言をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。
口述人	よろしくお願い致します。 お手元に、意見を述べる内容を示したものをお配りしているわけなのですが、限られた5分ということですので、1番については、先程の事務局の説明で理解しましたので割愛させて頂きます。 2番目の生産方法についての見直しなのですが、昨今、バイオマス資源を有効に利用しようということで、化石エネルギーの削減、地球温暖化防止も含めまして、生分解性プラスチック、また生分解性マルチの利用の促進を国の方としましても促すようなこともされております。先程の事務局の説明の中で別表1から別表3に入らない、例えば紙製のマルチであるとか、紙製のマルチに黒色の活性炭等を塗布といいますか、塗って紙の強度を持たせながら、紙を薄くしてなるべく生産者の方が木材資源の利用を減らしながら、同等の効果が得られるような資材が出ております。こういう資材等については、別表の1から3のどこにも入ってこない。強いて言えば、本文の方の物理的に防除するということに入るわけです。ここで生

分解性の資材を作る時に若干溶剤等が使用されて、まあ、最終製品からは、溶剤は揮散して出ているわけですが、そういうものをどのように捉えるのか。これは別表1から別表3の中で捉えきれない問題ですので、その評価をどうするか。使った溶剤が最終製品に残存していないということが科学的に証明されれば、OKとするのか、少しでも使えばダメなのか、というところを議論していただきたいと思います。

3番と4番については、先程の別表1に含まれる、現行規格のその他で解釈していた資材についてです。今回の改正案の中にもある、なたね油かす、米ぬか油かす、大豆油かすのほとんどは、今、ノルマルヘキサンで油の抽出されているものです。抽出媒体については、資料のp7で、抽出の媒体は除くと記述されておりましたので、化学的な資材を用いて抽出するのは問題無いと理解をさせて頂いたわけです。

従来の現行規格のその他の中には、別表1で読み切れないものとして、例えばフィッシュソリュブル、魚の煮汁液を酵素等で発酵させた副産動物質肥料という有機液肥がございます。また、トウモロコシを原料にして、20から30ppmくらいの亜硫酸液で一昼夜抽出させた液をコーンステイプリカーと呼んでおります。法律上の肥料の登録名は、副産植物質肥料です。こういうものを従来別表1のその他で解釈していたわけです。魚の煮汁液を食品添加物である酵素を添加して分解しているということから、この酵素を使って分解することについて、酵素の製造工程でpHを制御するために苛性ソーダ、塩酸等が使われているところですが、それが添加される酵素を使って分解されているので、その他合成資材が製造工程で添加されているという解釈がされて、フィッシュソリュブルを原料とした有機液肥が、登録認定機関によっては認められていないところもありますし、酵素自体が、従来の別表3の中に酵素が入っておりましたので、食品添加物の酵素を使って発酵させているのなら、それは認めてもいいという、非常に登録認定機関によって解釈が分かれておりました。

その一方で、先にも紹介しました、なたね油かす等のノルマルヘキサンによる抽出は認められているということで、この別表の中に記載されている肥料であれば、ヘキサン等、別表2とか別表3の酵素とか、クエン酸とか、生物農薬調製剤等でも、恐らく培地を安定させるために操作がされておりますし、水に溶けやすくするために界面活性剤等の副剤も登録されている農薬の中には含まれていると思います。別表1, 2, 3の中に記載されている資材であれば、化学合成資材の使用を製造工程で認めておきながら正式な資材名としてリストに上がっていなければ、その他と解釈するときに、同等の化学合成資材の添加が行われたものについて、どう判断するのかということをご議論頂ければと思っております。

育苗について今回大きく改正されたということで、生産現場で水稻の育苗については、培土、育苗する土のpHを下げることによって、苗立枯病とか、ムレ苗が防止出来るわけなんです。その土壌のpHを下げる目的で、

クエン酸であるとか、木酢液が使用されている実態があるかと思います。そういうものは、従来その他で読んでいたわけですが、それを今回どういうふうに読むのか。読み方によって使用出来ないということになってきますと、日本人の主食である水稻の苗を有機で非常に作りにくくなるということも考えられると思いますので、合わせてご議論頂ければと思います。

以上雑駁になりましたけども、意見を申し述べます。ありがとうございました。

部会長

はい。どうもご苦労様でした。

ただいまの公述人の方のご意見について各委員、ご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。

それでは、「有機農産物の日本農林規格の見直し」について各委員の皆さんからご意見等を頂戴したいと思います。委員の方から提出資料があるようですので、委員のご発言の皮切りとして、追加資料の1に基づいてご説明をお願いしたいと思います。

委員

追加資料1に関しまして、なぜ育苗用の培土についてご提案させて頂くかと申しますと、現行の規格において育苗用の培土の山土の使用とか、そういうものが読めないこと。それに認定機関による捉え方が異なるということで、検査員の間でどのように捉えて良いのか分からないということが主なポイントです。現状としては、追加資料1の1の として、J A S 規格の別表1に記載されている資材のみを使用して培土をつくり育苗を行っているということ。 としてJ A S 規格の別表1に記載されていないが、使用禁止資材を使用していない場所からの山土などを持ち込み、基本用土として利用して育苗を行っている方法。 として有機ほ場の土を使用して育苗を行う。このように3パターンがございます。この中で実際の有機農業において、なぜ山土を使用することが重要かということを、追加資料1の2と3に書かせて頂きました。

先程申しました現状において、認定ほ場の土でないとなめなようにも捉えられますので、そこで諸外国では実際どういうふうに行われているかということも調査しました。

E U及び米国におきましては、認証されたほ場の土を使うことはもちろんOKですし、また、認定ほ場からの土のみを使うということを義務化してもいません。また、アメリカの例では、36ヶ月禁止物質が投入されていなかったとわかる土地からの土もOKであると、またオーストラリアでは、山土という観念はないものの、川砂を利用されているということがあります。ということで、やはり有機農業におきましては、認定ほ場の土だけを使うということは、いろいろな面で入手や栽培上におきまして、土壌の問題ですとかで、難しいということから、もっと幅広く利用出来るようにして頂きたいとご提案させて頂きました。

部会長

ありがとうございました。

〇〇委員からご提案頂いたのは、今回の事務局の改正原案、説明の中で最も大きな改正の扱いではないかと思います。先程、ご説明がありましたとおり苗の入手について、今まではやむを得ないということで、一般の苗が、つまり農薬など管理された苗が購入し使用できるというふうに解釈されていたわけですが、それを今回、本則で最も若齢な苗、あるいは種子ということになったわけです。こういった改正原案になったのは、例えば次のような事態があるそうです。つまり、トマトをお作りになる農家で、花が咲いてもう間もなく小さい実が成りそうな大苗を使って栽培する。そうするとかなり短期的に有機のトマトが出来るということになるわけです。花が咲くような苗でいいのかなというような話になり、ですからトマトの苗の場合はもっと若い苗を使う。あるいは種子を使うということになるということなんです。そうすると種子から苗を作るについては、それなりの育苗技術が農家に求められるわけです。なかなか、高齢化した農家の皆さんで、苗を有機で育成するというのは、技術を要します。したがって今回、原案では、次回の見直しまでの5年間については、従前の方法でもやむを得ないという解釈をして頂いているということです。それでも5年後でも、なお、大きな問題として残ることは残るんだろうと思います。そういうことの一貫として今、〇〇委員から育苗について技術のかかる部分で、山の土は使ってもいいのではないかということです。これについては、追加資料2で既に事務局でご検討頂いているので、また後で説明して頂きます。

それでは、早速委員の皆さんから先程の公述人の方のご意見についてなにかご質問等ございますでしょうか。

ちょっと、分かりづらかったでしょうか。事務局の方で再度ご説明願いますか。

事務局

公述人の方から説明のあった資料の生産方法についての見直しで生分解性マルチなどについての利用というところでございます。今回の改正原案で、一般管理の項というものを付け加えております。ここで土壌又は植物には使用禁止資材を施してはならない。先程も言いましたとおり、防除の目的あるいは肥料、土壌改良目的以外の目的での使用もここで禁止を明確化しようということです。

それで、使用禁止資材とはなにかということが資料5ページの定義のところにあります。肥料及び土壌改良資材、農薬並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）という天然物質又は化学処理を行っていないものしか施してはならないとここで規定しているので、その生分解性マルチ、製造段階で化学処理を行ったというものであれば、ここのその他の資材の化学処理を行った資材ということになりますので、この規定のままでは使

用禁止資材にあたるので使えないということになります。そういうことを踏まえてご検討頂ければと思います。

3 番目の肥料、土壌改良資材の製造段階で酵素等が使えるのか、使えないのか。ここで書いてある天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものとはどういう事なのかということをごコードックスガイドラインに戻ってご説明させていただきます。資料の47ページ参考2で「コードックスガイドライン2003-2004年改正内容」というものがございます。これの第5章に付属書2に資材を追加する際の要件及び各国がリストを作成するにあたっての基準ということで今回のような改正にあたって資材の追加、削除する場合、この基準に従って行って下さいというものでございます。その中で、(a)土壌の肥沃化又は土壌改良の目的で使用される場合、こういう資材でなければならないということが書いてあります。その ですが、その原料が植物、動物、微生物(堆肥化、発酵)、又は鉱物に由来するものであってというのが、その原料が天然物質又は天然物質に由来するものであるということでございまして、かつ、物理的、酵素的又は微生物的な処理以外の処理を受けていないものであるということ、これをJASの方では化学的処理が行われていないというふうに言い換えているということでございます。ということなので、酵素処理については、コードックスガイドラインでも認められているように、JASの方でも化学処理にあたらないという解釈でございます。肥料、土壌改良資材の製造段階での酵素等の使用は、その酵素自体の製造段階のことは問われませんので、化学処理にあたらないということでそういう資材も認められるということで解釈しているところです。その辺が若干不明確ということであれば、Q&Aにでも明確にお示しするということを考えたいと思います。

育苗の段階で立枯病等の防止に、クエン酸なり、木酢液を使用されていたということなのですが、クエン酸については実は検討委員会の方で事前に追加すべきか否かについて検討が行われました。製造段階でクエン酸については、残念ながら化学的処理が行われているということで、このコードックスガイドラインの(a)の に該当しないということから、クエン酸については、使うことが出来ないということで、検討委員会の方では、そういう結論に達しました。木酢については従来どおりその他のところで読んでいるものですので、使えるということで考えているところです。

部会長

ありがとうございました。

公述人の方のご発言について、ご意見を頂きたいのですが。

生分解マルチ云々については、事務局の見解としては溶剤等が使われていることは化学的処理した資材と解釈できるのではないかという回答だったということです。公述人の方の発言では、最終段階で揮散するので残存しないのでは無いかという見解をお示し頂いたのですが、どうでしょうか。

委員	(特に無し)
部会長	事務局の見解でおおよそよろしいということでしょうか。
委員	(特に無し)
部会長	それでは、酵素の利用については、化学的処理にあたらないという事務局見解ですが、ご意見ございませんでしょうか。
委員	(特に無し)
部会長	よろしいでしょうか。 育苗施設のハウスの利用については、〇〇委員のご意見と関連して事務局から見解を示して頂きます。
事務局	〇〇委員からの、ご意見を踏まえて育苗に関する追加規定を設けたいと、その案について追加資料２でご説明させていただきます。 挿入する場所は、一般管理という新しく設けた項の二つ目に規定を設けたいと思います。ただし、育苗を有機のほ場で行う場合には、有機のほ場の条件、肥培管理の条件、防除の条件、全て係わって来ますので、それ以外の場所で育苗を行う場合の規定のみをこの一般管理の項で規定させて頂くという作りにしております。 まずその用土として、次の１及び２に掲げるものを使用するということで、１としてはほ場等の条件の基準を満たすほ場等の土壌ということで、有機ほ場の土壌はもちろん、育苗用培土としては使えます。それから２として、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域で、採取する前の３年以上及び採取後、使用禁止資材が使用されていない土壌ということで、山土の使用などが、どうしても必要ということでございますから、山土というものを明確に定義するのがなかなか難しく、それから山土だったら何でもいいというわけではないということから、〇〇委員の資料にもありました、アメリカの３年以上禁止物質が使われていないというところを引用しまして、土壌を採取するには３年以上、もちろん採取後も使用禁止資材が使われていない土壌であれば、育苗培土として使ってもいいですよというのが二つ目でございます。そういう培土を使いつつ、ほ場の条件の項の１に掲げる基準、これはすなわち育苗する場所が、周りから使用禁止資材の飛散がないように適切な管理が行われていること。あるいは使用禁止資材の流入が育苗しようとするところになくようにきちんと管理されていることというのが必要です。それからほ場等における肥培管理の基準、これは有機認定ほ場の周辺の有機物で土壌の地力の維持増進を図りなさいというのが本則に書いてありますので、この追加資料２の２の(１)(２)

の土壌にそういった有機物を投入する。それで不十分な場合は、別表 1 に掲げられた肥料、土壌改良資材に限りこの育苗培土に混入して使うことが出来るということでございます。それから、ほ場等における有害動植物の基準、これは言うまでもなく、耕種的な防除、物理的な防除、生物的防除を優先しつつ、それで不十分な場合にのみ別表 2 の農薬を使うことが出来るという基準に従った管理を行って下さい、それからこの項の 1 に掲げる基準というのは一般管理の基準の 1 番ということで、その他の管理においても使用禁止資材は使用してはいけないということに準じた管理が行わなければならないということを育苗の管理として規定してはいかがかということでございます。

公述人の方の先程のご意見のペーパーの中の 5 番目のところで、育苗施設としてのパイプハウスの位置付けがどうなるのかというところで、説明は端折られましたが、野菜を慣行で栽培しているハウスをその野菜の作付前に水稻の有機の育苗に使うことはどうなのかというところでございます。今の一般管理の基準に照らしてみた場合に、慣行のほ場を使うということから問題として可能性があるのは、周りから使用禁止資材が飛来及び流入しないような管理がきちんとされるのか、どうかということになるかと思えます。そういう観点からものをみた場合、ビニールシートで覆うという措置で、土壌からの使用禁止資材の育苗しようとするものに対する、飛来なり、流入を防ごうという措置を講じるということ。このビニールシートがどういうものかというのが一つ問題になるのかなあという気がします。すぐに破れてしまうようなものでありますと、そこから根が入って慣行ほ場の使用禁止資材を吸収してしまう恐れがあるということと。それからもう一つ細かい話ですが、前年、慣行ほ場のハウスの中で農薬を撒いているとすると、ビニールの表面に農薬あるいは使用禁止資材が付着している可能性があって、それが当然、ビニールハウスですと結露して滴が落ちますので、それが育苗しようとする苗にかかってしまうということもあるかなと。そういうものもきちんと防いでいますということでこの 2 点をクリアされていないと慣行ほ場を有機の育苗施設として流用するというのは少し危険かなあと思っていますところす。

部会長

はい。ありがとうございました。

進行上の取扱いですが、公述人の方の意見については、一応原案に対しての修正意見を頂戴したというふうな形で進行させて頂きます。もちろん。委員の発言もそうですが、委員の場合は既に原案が一部修正されて再提案されているというふうに捉えさせて頂いて進行させて頂いてもらいます。従って公述人の方の修正的意見、ここでは修正案にさせて頂いてもらいますが、これについて皆さんの方でサポートして下さるか、どうか。サポートして下さいれば審議に移り、原案を修正するという形で結論を出したいと思います。どうでしょうか。

委員	2 番の生分解性マルチなのですが、先程の事務局の説明でおっしゃることも分かるのですが、規格を作るときに規格の内容がどうであるかという問題が一方にあるのと同時にこの規格によって日本の有機農業が発展をしていくということが望ましいと思うのです。その場合にこのマルチを使われて有機農業をやられている方というのは、相当数いらっしゃる。で、ここでもし、禁止事項といったことでやった時にどういう影響を受けるかどうかという実態の問題があると思うのです。ある種の原則論と実態論というのでしょうか、この中で、私自身も揺れ動くというのもあるのですが、そこをどう考えるかということになるんです。 なにか意見を言うということではなくて、実態的にここのところを厳しく解釈すると今後の有機農業の発展にとってどういう影響が出てくるだろうかというそのところをまず議論して頂きたいということです。
部会長	公述人の方のペーパーを見ると、資材の利用を促す一文を挿入することが望ましいと書いてあるので、プラスチックそのものがダメとかそういう話ではないとも読めるのだけれども、だから通常のビニールは使っているわけですよ。それについては特に問題にしているわけではないと思うのです。敢えて厳密に解釈させて頂くと、公述人の方はこの生分解性マルチをもっと使えるように促す文言を入れてほしいというご提案なので、ビニールを使う云々の議論はしない方がいいかなと思っています。
事務局	今回の改正で、土壌あるいは植物に施されるというところで、ビニール、あるいは紙のマルチを土壌に敷いて使い、後でそれを取り除くのであれば、その化学物質が土壌に入るわけではないのでいいのですが、化学処理された生分解性のものが、使われてそれを取り除くことはせずに分解されて土壌中に混入されてしまうので、それについては化学的なものが入ってしまうのであれば、まずいいのではないかなというのが事務局の考えです。
部会長	通常のビニールは、最後に取り除くということが前提で使えるということで、この生分解性マルチはそのまま放置するわけですから、土壌にそののまま、いうなれば溶け込んでいく。だから、事務局としてはよした方がいいんじゃないかという修正意見に対する見解ということになります。 その点でどうでしょう。 〇〇委員は、迷うところもあるが、若干なりとも考えてみようではないかというようなニュアンスのご発言頂いていますが。 他の委員どうでしょう。〇〇委員どうでしょう。
〇〇委員	ここでわざわざ利用するバイオマスプラスチック資材の利用を促す一文を挿入するというところでそういう意味があるのかなと思います。という

のは、他にも有機の農業でとても使いやすい資材ですとかいろいろなものがある時になにか一つのものだけを促すようにということで一文を挿入する、一つの技術になるわけですから、そういうことを有機の全体のバランスの中で考えていった時にどうなのかなということを感じるので、ここで一文を挿入することが望ましいということに関しては、今のバランスの中では必要ないのかとも思いますが。

一つ質問で、生分解性のバイオマスプラスチック資材はこれまでも使われていて、これからも使ってもよろしいということですか。

事務局 従来から化学物質を土壤中に混入させる恐れがあるので、その製造方法によりけりですが、そういう恐れのあるものについては使ってはだめですよと、問われればご指導してきたというところです。

ただ、規格上はどこにだめと書いてあるのかということにもなるので、今回一般管理の項を起こして、だめということにしました。

委員 一般管理の項が追加されることでだめになってしまったということですか。

事務局 いえ、従来より、だめにしてきたのですが、規格に明確に書いていないのをだめと言ってきたのをきちんと指導できるように明確にしたということです。

委員 一文を挿入する以前の問題だということですね。

事務局 こちらとすれば、そういうことです。

委員 今の生分解性マルチなのですが、科学的な証明によって化学物質が残留していないということがあれば、使ってもいいわけですか。

事務局 そこは、今の改正案の規格では、使用禁止資材のところが化学処理されたものでないことというふうに規定しているので残留していなければいいというものではない。ですから、化学処理を行ったが、揮散して残っていないと、残留検査して残っていないというものも、今の改正案ではだめになってしまいます。

ただ、揮散して残っていないということであれば認めてもいいんじゃないかということは検討に値するのかなというふうには思っています。

委員 私の主旨は事務局の今の説明のとおりです。一番最後におっしゃられた残留が何らかの形で証明されているということを前提とした場合に、有機農業の発展のためには一考に値するのではないかという発言の主旨なんで

す。

部会長

そうですね。生分解性の資材も使われている可能性があるということで、問い合わせをしないで使っている可能性はなきにしもあらずかもしれませんが、運用上ではそういう扱いになっているということではあるのですが、明示できればどうかということですので

今の原案では製造工程で化学処理されたものは全てだめなわけですが、
〇〇委員、〇〇委員の方では最終製品で残存していなければどうかという話です。公述人の方の発言にあったように、最終製品では、揮発、揮散するという話ですから

委員

そうしますと資材関係で、例えば溶剤に使ってもいいと、資材に残留しなければということですが、資材という括りで考えると、考え方は一緒だと思ふのです。こっちがいい、こっちはだめよというのはどうも理不尽な話の気がします。

実際は、生分解性マルチはいろいろな問題があつてなかなか有機の現場で使っていないケースが多いのですが、原理原則論からいくとちょっと整合性がないような気がするのですが。

部会長

確かに今回の改正案の中に、例えば油かす類の抽出剤が除かれることになりました。主としてヘキサンですが、ここは最終製品に残らないという前提でそういうことになったのだらうと思いますが、そうすると扱いが、確かに〇〇委員のおっしゃるように、整合性の問題があるかも知れません。その辺はどうでしょう。

事務局

抽出のヘキサン等が、これまでコーデックスガイドラインで明示的に良しと書かれていなかったのです。今回の改正で、先程の資料４７ページの（a）の 番のところの後段に改正され追加された文言がございます。

上記の方法が尽くされたときで抽出の媒体や結合材の場合に限り、化学的な処理が認められるという文言が付け加えられまして、その油かすなんかの抽出に使うヘキサンについては明示的にコーデックスガイドラインで良しとなったということです。これまではこの一文は無かったのです。去年の改正で付け加えられということで、ＪＡＳについても明示的に製造段階で、抽出の媒体は除くというふうに書かせて頂いたということです。

部会長

ただ、そうなるといろんなものが該当する可能性もあるので、生分解性の資材だけを題材にしてその解釈をすると拡大解釈になる可能性が出てくると思うので、少し慎重に審議しましょう。

このことをもし公述人の方の発言をここでとりあえず今日は有機農業の資材として採用しないということならば、ちょっとこれはまた、事務局で

検討頂くということで今日のところはでしょうか。この部分については部会で検討するという事にはならないかも知れませんが、どこかで検討頂くということにしてよろしいでしょうか。事務局の方に持ち帰らせて頂いて、しかるべき検討を頂き、かつ総会にはこのことを含めて最終案を出して頂くというふうにしたいと思いますが、そういう扱いでよろしいですか。

委員

(異議なし)

部会長

それでは、本日はここの部分については部会としては、事務局預けという結論にさせて頂きたいと思います。

その他、この酵素云々のことは、特に問題は無いと思います。それから、ハウスの利用については、先程事務局の説明があったように、公述人の方の発言のご主旨は、有機でない慣行の、例えば野菜のハウスを有効利用するため、野菜を作付していない段階で、稲の苗をそのハウスで育てるのはどうかと、そうすることでハウスの有効利用が可能ではないかと、そのためには、土壌とかを隔離する必要がありますが、一般的にはビニールを敷いて稲の苗を育成される農家が多いのですが、薄いビニールでは穴があいたりしますし、あるいはビニールに付着した農薬等々が水滴で落ちる可能性があるという見解が事務局より示されました。この部分についてはどうでしょうか。

委員

土を使う育苗の場合、そのとおりかも知れませんが、例えば有機の育苗をしてその後に慣行栽培をする。北海道なんかではそれでハウスのビニールを剥いでしまうということを考えると、ビニールは新しくなるということと。それに床が土を使わないで床上げ式である場合については、明確に区分できていると思うのです。そういう形なら可能だと思うのですが、如何でしょうか。

部会長

ビニールを更新する、かつ床を持ち上げるということで、事務局どうでしょうか。

事務局

今、言われたようなことであれば、使用禁止資材が付着、接触するというリスクが一見なさそうなので、ただ実際、やはり検査員の方に現場を見てもらわなければ、床を上げているといっても、ちょっとしか上げていなかったりした場合、跳ねて使用禁止資材が付着、接触する可能性もあります。

部会長

ここについては理論上、完全に隔離されていれば確かに問題がないと思いますので、これはなにか対応出来ますか。

事務局	追加資料２のほ場等の条件の項１に掲げる基準に準じた管理が行われているということであれば読めるのではないかと思います。
部会長	追加資料２、一般管理の２で読めるのではないかが事務局のご回答です。 読めるのであれば、〇〇委員がご指摘頂いたケースも可能というふうにして頂いたら良いかと思います。 特に、今日の原案を改正する必要もないと、そういう扱いにさせて頂こうかと思います。よろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
部会長	それでは、〇〇さんの論点の３点に係わるご発言については、こういう形で結論づけさせていただきます。 つまり、生分解性の資材については、事務局に持ち帰らせて頂き総会までに検討頂き、総会等々であらためてご提案して頂く形にします。 酵素については、特に問題がないという回答。それから一般ハウスの水稻の育苗については、追加資料２の一般管理の項２で読めるということで解釈させて頂くということです。 それでは、新たな案件についてご発言をお願いします。
委員	資料１２ページ、別表１の肥料及び土壌改良資材ところの二つ目の資材になるのですが、たい肥化又は発酵した排せつ物（家畜及び家きん排せつ物に由来するものであること。）ということで、ここでは人糞を含めない、今回は人糞は対象外とするという話があったのですが、コーデックスガイドラインは人糞尿を利用しない元々欧米からきた基準でありまして、それはいつも国際的な時にはいつも問題になるのですが、アジアの場合には、有機農業とか、土壌の肥沃度といった時に、人糞尿を有効に利用してきたという伝統がございます。ただ一点問題としては、衛生面の問題とかありますので、例えば発酵して完全に液肥化されているような、そういう問題の無い場合には許可するといった方針をとっていかないと、非常に問題になるのではないかと思います。それで、ここで今度は液肥が読めるようになったということなんですが、例えばバイオマスやっている方の場合には、人糞尿を入れてバイオマスで液肥を作って、それをほ場に使用するというような事例が多いと思いますので、このところは再検討を要望致します。
部会長	この点についてはかねてから、いろんな意見のあるところですが、今、〇〇委員がおっしゃったようにコーデックスは主として欧米の考え方が色濃く出ていますので、欧米では人糞を使うという歴史がほとんどありませ

んから、当然使っていないということです。その辺は、充分発酵していればどうかというご主旨のご発言かと思います。

その他、各委員から、いろいろご発言を頂きたいと思いますが、

委員

同じ資料１２ページの「食品及び繊維産業からの有機質副産物（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）」とあります。そしてその数行下に「たい肥化又は発酵した有機質の家庭廃棄物」、これに関しては何らの制限もございません。食品に関して、家庭におきまして、調味料とかの化学物質が使われていると思うのですが、またコーデックスガイドラインでも「食品及び繊維産業からの有機質副産物」に関して、この括弧書きに書かれていることは書かれていないという点で、どういう経緯でこのような括弧書きが追加されたのか、まずご質問させて頂きたいと思います。それで、意見としてはもっと明確にして頂きたいということです。

二つ目の質問としましては、資料１３ページの一番下のところで、病害虫の防除効果を有しないことが客観的に明らかなものであることということで、客観的な見方というものについてご説明頂きました。そこで出て来ました特定防除資材に今、申請中の資材に関しては、内容が決定した際にはこの資材の見直しがあるのでしょうかということです。あと、現在、木酢液は実際に葉面撒布されたりとか、栄養分としても、土壌改良としても使われていたりして、その結果pHが変わるということによって防除効果も上げていることも確かであるんですが、そのような木酢液の扱い方はどうなのかということ、それは認定機関の裁量によるものでいいのか、農水省に判断を仰ぐべきものなのかということ。

あと三点目なのですが、エチレンに関しまして、検討会では、当初の案ではキウイも含まれていました。私もキウイに関してはあまり存じていなかったもので、バナナだけでいいのではないかという全体的な意見に同意したのですが、実際生産者の意見からすると、キウイというものは独自で追熟がなかなか出来ないものであって、とても追熟剤を使わない限りは、まばらで難しいというご指摘を頂きました。それに関しても実際、出来ることは出来るが、先程、〇〇委員がおっしゃったように有機というものを広めていく場合、このことについて再度論議して頂きたいと思いました。

部会長

他にございませんか。

委員

先程、〇〇委員から出ました二点目のところと関連なのですが、木酢液の話が出ましたときに、これと同じように軟石鹼につきましても現在このその他で読めるという話を以前伺ったのですが、これがもし特定防除資材、特定農薬として承認ならない場合、安全性の問題ではなく、防除効果がないということで認められなかった場合、ここで読めるのかということと、

今申請中の場合には、どなたが判断してあるいは客観的に明らかでないということで使用が原則的に出来るのかどうかということをお伺いしたいです。

部会長

この辺で、事務局の見解をお願いします。

事務局

まず、人糞の話でございますが、事務局で人糞の良し悪しをこうしたいということではないので、この場で決めて頂ければと思うのですが、参考までにコーデックスではどう書いてあるかご紹介しますと、資料の52ページに人間の排泄物についてはどうなのかということが書いてございます。

認証団体又は当局による認可が必要。その原料は、化学汚染の危険を引き起こす家庭廃棄物、及び産業廃棄物から分離されなければならない。また、それは、害虫、寄生体、病原性の微生物から危険を消去するために、十分に取扱われるとともに、人の消費に仕向けられる作物や植物の可食部分には使用しないというような規定になっておりまして、これを踏まえて今回の改正案からは、明示的に排除しようということでお示したところですけども、日本の伝統というところを踏まえれば必要だということについては、事務局としてはどうしてもだめだということではありませんので、消費者委員含めてご議論頂いて、ここで決めて頂ければというふうに思います。

それから、次の食品及び繊維産業からの有機質副産物で、ここでは天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。というものを入れたというところでございます。これについては、食品及び繊維産業から出てくる有機質副産物について、何でも良いというふうにはさすがに規定するのは、危険ではないかというふうに判断致しまして、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであることというふうに、有害な物質を処理したものが残ったようなものが、たい肥の原材料になることは排除すべきであろうというところでございます。一方、家庭での廃棄物につきましては、特段規定しておりません。これについては、食品工場ではないのでそれ程有害なものが廃棄物に混ざることがあまり無いのではないかとということで規定は入れていないところでございます。〇〇委員のご意見ということで、例えばレストランでありますとか、外食産業のゴミについて、食べ残しみたいなものについて、たい肥の原材料、あるいは液肥の原材料に使えるようにすべきではないかということについては、確かにごもっともなことだと思います。ただ、その外食産業等で出てくる廃棄物が、例えば洗剤とか、消毒剤とかに汚染されたものがあるリスクというものはないのかというところはございます。その辺について、〇〇委員の方から、コメントが頂ければと思いますが、そういうものが明確に区別されて処理されて家庭廃棄物と同じような性質のものが、たい肥化されるのであれば、それは問題ないので、読めるようにしたほうがいいのではないかと思います。

それから、次は、その他の資材のところについてでございますが、特定防除資材の検討の中で、防除効果が認められて、かつ特定防除資材に指定されないものは使えなくなりますが、防除効果が認められずに、指定されなかったものについては、ここには引っかかってこないということです。で、先程のカリウム石鹸等は防除効果がないということであれば、ここでは使えと、今でも使えるし、その判断が出て防除効果があると判断され、特定防除資材になれば、別表2に加えるかどうかの検討を行います。特定防除資材にならなければ使えません。〇〇委員からの木酢液については、現状まだ審査中ですので防除効果があるかどうか客観的に明らかになっていないと。本人が効くと思って使っている場合は、今、農薬取締法上認められていますので、それは別として、まだ客観的に明らかになっていません。客観的に明らかになって、防除効果が認められましたとなつて、かつ安全上の問題もないということで、特定防除資材になれば、別表2に加えるかどうかの検討を行って、多分問題なければ追加ということになるかと思ひます。安全上の問題等から特定防除資材にはならなかったということになれば、これは有機でも使うべきではないでしょうということから、別表1のその他でも読ませないということになります。

それから特定防除資材というものは当然、病虫害防除の目的の資材ですから、土壌改良目的では使えなくなる。木酢液が特定防除資材になったときに、別表1のその他で読もうとしても読めなくなりますので、土壌改良で従前のとおり木酢液を使いたいというニーズがあるのであれば、それはポジで別表1に入れるというやり方をしなければいけないと今のところ考えています。

部会長

人糞について、また後でご意見を伺うとして、〇〇委員、外食産業の廃棄物云々の事務局の見解どうでしょう。

委員

外食産業はだいがりサイクルが進んでいますので、分別を8割とか9割とか私共でもやっております。

これについては、当然お客様の残したものを生ゴミだけ分別して水分をきって、それを私共は店で乾燥機に入れ、破碎乾燥して発酵させるという行程を取っています。ですから一般家庭のように何でも入るということはまずなくて、そこで使っている食材しか入らないと、他からの薬品ですとか、ましてや食品を扱っているので特に消毒薬ですとかについては明確に分離しています。HACCPに近い考え方をもってやっています。これについては、家庭より多分安全だろうと思っています。ですからこれについては自信を持って大丈夫だと言えますし、特にこれを進めていかないと、ゴミの処理が莫大なものになりますし、折角乾燥化して10分の1にしてもこれが使われることが無くなってしまうということになれば、非常に理不尽な感じもしますので、これは是非認めて頂きたいと思っています。

部会長 ○ ○ 委員のところでは、いろいろ気を使っているということですが、○
○ 委員から見て、業界としてはどうでしょうか。

委員 概ね、分別の種類は別にしても、この方向に向かっているのは間違いな
いですし、少なくとも添加物等についても、ずいぶん各社削減対策をやっ
ていますので、逆に一番心配なのはスーパーさんの一般食品の残さの方が
心配だという意見もあります。ですから、この辺については、何があるの
か分からないというのではなくて、少なくとも何のために使っているとい
うのは明らかになっていますので、外食だ、加工屋だと分けない方が、検
査をさせていただく場合、問題はないと思います。

部会長 そうすると、逆にこれを入れておいた方が、概ね良くなると解釈してよ
ろしいですか。

委員 はい。

部会長 ○ ○ 委員はこれがない方がいいというお考えですか。

委員 これに由来するもという捉え方が、また認定機関によって様々になるの
ではないかと、もうちょっと、説明をして頂きたいと。なににもないのもい
けないと思いますし、ですけれどもこれを書くことによって今レストラン
とか、ホテルとかいろんな外食産業のリサイクルがされている段階の時に、
こういったことが認められないのかと判断してしまっただけに認定に影響が及ん
でしまうのが心配です。

事務局 今日、ご意見を承ったばかりなので、どう規定していいのか判断の付か
ないところですが、もし全委員の方がそういうものも利用促進すべきだ
ということであれば、食品産業の副産物で読ませるのか、後は家庭廃棄物と
しているところをふくらませて、食品産業由来の廃棄物みたいな、今ちょ
っと整理が難しいですが、食品産業から出てくるものの一部分、廃棄物、
残さ、残飯に関しては、いいですよとそれ以外のもので、化学処理等で何
でもいいというわけにはいかないの、ここはなかなか外すわけにはいか
ないので、上の方の括弧書きは外さないで、下の方をふくらませる感じで
規定ぶりを考えさせて頂きたいというふうに思います。

部会長 リサイクルの促進に貢献できれば、その方がいいと皆さんもお考えだろ
うと思います。

委員 学校給食の残さが今、集められて特定の農家に特約で持って行ってそれ

を利用して生産しようという動きがどんどん進んできているので、やはりこれは今後の問題として考えていった方がいいのではないかと考えています。学校給食の食べ物というのはかなりきちっとしたものを使って、あまり化学的なものは含まれていないので、そういうものに限っては少し認めて頂いてもいいんじゃないかと思っています。

部会長

いわゆる、食品産業にあたらない部分から出る廃棄物ですね。

委員

これはやはり、Q & A かなにかで明確にして頂きたいと思います。
せっかくそういうリサイクルで生産者に送ってそれを使って有機栽培されている例もたくさんありますので、そういった今のルーティーンが崩れない形でお願いしたいと思います。

部会長

分かりました。〇〇委員のおっしゃったように食品産業でもない、家庭でもない部分もあるんだろうと思いますので、この辺の文言の表現を検討して頂こうと思います。

それでは、委員の皆さんには、総会にかけるまでに事務局で検討頂いて原案を練り直して頂き、総会で最終決定して頂くという形にしたいと思います。今日ご出席の皆さんもパブリックコメントが出ますので、その段階でご意見を頂戴出来ればと思います。

事務局

今、いろいろな問題が出されまして、部会長の方から総会でご審議願いたいという話もございましたが、必ずしもそれまでに間に合うか間に合わないかという議論がございまして、場合によっては総会で引き続き検討ということもあり得ます。あまり急いで結論が出ない場合もありますので、それもあり得るという扱いにさせて頂きたいと思います。

部会長

それはよろしいですね。一発で結論が出るとは必ずしもなりませんので。エチレンについて、〇〇委員どうぞ。

委員

エチレンに関しては最後の検討会でそれまでは、バナナに限るのではなくてエチレンの使用全体を認めていたと思ったのですが、その時にエチレンには、低温等の代替技術があるという話を伺ったものですから、それだったらということでバナナに限るとしたと記憶しております。

それで、その後私もいろいろ調べたのですが、キウイは大変熟度調製が難しいということで、よく店頭でもものすごく堅いものを買ってしまって、すっぱくて食べたくないというものが昔はあったのですが、最近はエチレンで熟度調製をやっていて、やはり国産のキウイが当たりはずれが無くなったというのは、エチレンを使っているというところにかかなり負うところがあると思います。

検討委員会で低温での代替技術があるという話だったのですが、それもいろいろ調べてみますと難しいのでエチレンが確実だということが調べて分かりました。私としては、検討会での当初のとおりエチレンで果物を限定するのではなく、他にも洋ナシなんかもございますし、国産でもいろいろと使われているかと思うのです。それで、エチレンそのものが化学物質かどうかというと、天然のもので、例えばりんごを入れて調整しているということをやっているわけですから、それが有機のりんごでなくてはいけないとか規定して熟度の調整に使っているということもあると思いますので、出来るだけ有機の可能性を崩さないということ。例えば有機のものにエチレンを使わないことになってしまうと品質が落ちてしまうものが想定されてしまうということもあると思いますから、エチレンということであれば私は問題がないと思います。それで、バナナに限るというのははずしても良いのではないかという気がします。

委員

エチレンにつきましては、私が専門でやっておりますので、そういう提案をさせていただいたのですが、先ほど果物何でもということをおっしゃいましたが、一般の青果物の追熟技術としては、望ましいと思うのですが、いわゆる健康なものを食べたいという消費者のニーズとかを考えたときに強制的に追熟を進めることが、ほんとにいいことなのかということに非常に私は疑問に思っております。今、現行で出回っている品種は晩生のもので、貯蔵性の長いものですので、それを１２月や１月に収穫してすぐ食べようとする自体が、品種の特性を捕らえていないという、もっとも基本的な問題があります。そこを技術を有機のものでも無理やり強制追熟させるのはいかがなものかと思ひまして、それをまたいろんな人が広げることで、自然の追熟でないものを消費者に提供するというのが有機という考えでいった時にほんとに望ましいことなのかというふうに、専門のものとしては考えます。

部会長

ありがとうございます。

委員

私も同じ考えです。

部会長

〇〇委員、如何でしょう。

委員

私も、バナナを青いまま輸入しなくてはいけないということを聞いたときには、確かに必要なものかなと思ったのですが、今、〇〇委員がおっしゃったように、無理に早くするとかのために使う必要はないかなという気はします。

部会長

他に技術があればということですか。

委員	はい。
部会長	〇〇委員如何でしょう。
委員	私も同じ意見で有機のものが必ずおいしくなければいけない、必ずいつでも同じ形で、同じようなものが店頭に並んでいなければいけないということはないとは思っていますので、有機ってものがなにかということをもう一度考えたほうがいいかなと思います。
部会長	ということは、原案どおりでいいということですか。
委員	はい。
部会長	〇〇委員いかがですか。
委員	私は、全く素人なのですが、伺っていて、私は基本的にはキウイも結構ではないかと思うのですが、その理由は、確かに自然にという話なのですが、たい肥とか使用すること自体が決して、自然、野生というか、植物本来のものをそのままやっていることが有機ではないわけだから最終段階のところでは有機がおいしくなるのであれば、そういうふうにして頂く方が、多分消費者は支持するのではないかと思うのです。いろんなたい肥とか、工夫しながらやっているわけだから、その技としてやったとしてもそう問題ないのではないかというふうにお聞きしてて、そのように思います。だから有機のものでまずいものがあってもそれはいいというのはどうなんでしょう。これから拡大する方向性としてそれが支持ああされるかどうかというのは私には疑問です。
部会長	はい。〇〇委員どうぞ
委員	エチレン処理の場合、キウイとか、バナナが話に出っていますが、実際にエチレン処理をキウイで行って来て、我々売る立場から言うとある程度温度管理すればお客様に食べてもらえるということで、利点ではあるのですが。これはキウイに限らず、洋ナシも温度の積算ということがありますので、その辺、自然に追熟させるということが、やはり望ましいのではないかと。 私は、バナナだけに限った方がいいんではないかと思います。
部会長	分かりました。 〇〇委員どうぞ。

委員	個人的に、検査員の立場としては、いろいろと厳しくしていこうという気持ちはある反面、有機を広めたいという気持ちからこの生産者の意見というものをお伝えさせて頂いたのですが、実際データとしてキウイを有機として栽培して最後にエチレンを使用して有機として出荷出来ていないもの、つまり特別栽培として出荷しているものと、エチレンを使用せずに出荷したのに関して同じ価格で販売していると、味がずっとおいしいということで特別栽培のものがずっと売れます。 せっかく栽培の段階まで有機でよく頑張ったのに、実際は生協の統計では特別栽培のエチレン処理されたものが、よく売れているということです。もちろん、自然に追熟されるというものは大事ですが、しかし実際に生産される農家の方達のことを考えると、同じように栽培されて特別栽培の方が売れるのであれば、それではエチレン処理をして有機を止めようかという声があることも現状で、そういう有機の農家を減らすというのが私達の目的ではないのではないかと思います。
部会長	はい、分かりました。 〇〇委員どうでしょうか。
委員	判断が出来なくて困っていて、私はペンディングです。
部会長	〇〇委員どうでしょうか。
委員	私もどちらとも言えません。どちらもそうだと聞いておりました。 ただ、バナナだけに認められるのはどうかなという感じはします。有機で栽培している国内も同様なのでバナナも認めなくてもいいのではないかなというふうには思います。
部会長	はい。 今日は、委員の皆さんが何人か欠席されているので、私としてはここで多数決で決めてもいいのかという気がしているのですがよろしいですか。部会は部会として成立しているので多数意見に基づいた結論としましょうか。でないと、総会にかけると原案が出来ませんので、よろしいですか。 今の意見をお尋ねすれば自ずと皆さんがご了解頂いたような結論になるのですが、構いませんか。原案で行くということで。
委員	バナナ業界の方とキウイ業界の方で、ものすごく不公平感があるということもあるのですか。
委員	業界からあったのではなくて、生産者からの意見なのです。それと、実

際の販売では有機のキウイはまずいと、それで特別栽培のものはおいしい、だから特別栽培のものを買いましょうという形になったとしたら、有機イコールまずいというイメージが付いてしまうのは、私としては嫌だなということです。実際、待てば追熟するとは思いますが。

元々の原案に、キウイも含まれていたということイコール農水省方達もいろいろとあちこちの意見があってそれを取り入れて下さって、それで検討されたという背景があると思いますし、私は洋なしとか他の果樹を含めるのは反対ですが、バナナとキウイに限ってということで、キウイも検討してはどうかということです。

部会長

はい。

という、修正意見を出されたわけですが、委員の多くはやはり原案の方がいいのではないかというお考えということです。それと今日の原案は、検討委員会で何回か集まって頂いて作られた原案でもありますので、それ相応の考え方に基づいた結論ということです。修正意見を出して頂いた委員には申し訳ないですが、今日の部会では原案を採択するというふうにさせて頂きたいと思います。

それでは、人糞についてご意見を頂きたいのですがどうでしょうか。

委員

中国とモンゴルの限られたところだとか、自然のものを食べている人の人糞尿はいいと思うのですが、私達、ここに座っている人達の人糞尿で栽培された有機の農産物は私は食べたくないと思います。というのは、どんな薬品を摂っているか分からないし、何を食べているかも分からない。畜産の排せつ物の場合は、餌を与えられていますから何を与えられているかは明確です。食べる農産物に関しましては、やはり得体の知れない人糞尿は含めてほしくないというのが、個人的な意見です。

部会長

分かりました。総論ではいいのかも知れませんが、具体的には、かなり薬を飲んでいる人も多いという話でしょうか。

賛成、反対ご意見が出ていますが、どうでしょうか。

委員

私も、人糞を入れることは反対です。ですから、今回はずれて良かったと思っています。原案のままでいいと思います。

委員

私が申しているのは、都会の人糞尿を集めてきて、それを大量に使用するということでは無くて、個別の農家でバイオマスなんかを使ってエネルギーの自給も含めて行っているところが結構あるのです。今の現時点では有機ＪＡＳなんてって言う人達が多いのですが、そういう人達まで有機の中に招くというか、現状としてその人達が制度に乗れることを考えます。

	今のような問題は確かにありますので、どなたのでもいいというわけには、もちろん行かないのですが、自給的といいますか、ある程度限定を付けてやる方法もあるのではないかと。 先程、〇〇委員から家畜と家きんはなに食べているか分かるといいましたが、それを厳密に言えば、日本のような多頭飼いの工業的な畜産のものを本当に入れるのが望ましいのかなと。それは諸外国では、そういう問題があり、工業的畜産は除くということが出ているのにもかかわらず、人間は危ないけども、家畜、家きんはいいよというのはちょっといかがなものかと思います。
部会長	はい。特定の人の人糞を除くというのを制度に乗せるのはなかなか難しいですね。〇〇委員のご意見としてはよく分かるところなのですが、有機農家はいいけど、一般の農家はだめということを制度にのせることが許されるかどうかということの問題もあります。プライバシーや人権に関わる点も無いわけではありませんでどうでしょう。 確かに私達の生活は人糞の中にかなり化学薬品を入れるんです。医薬品はもちろんですが、便器の洗剤なんかもずいぶん沢山使うので、これも決していいものではありません。便器を美しくしながら、環境を汚しているというのが私達の生活なわけです。だから、その辺を皆が反省しながら使っていけるようなものを作っていくということで、今回はどうでしょう、原案を採択させて頂きませんか。よろしいですか。
委員	(異議なし)
部会長	ご了解頂いたということで、人糞尿に関しては原案を採択して頂いたということにさせて頂きます。 そすると、委員の皆さんに出して頂いたご意見は細かにご意見を交わして頂きましたが、それ以外でなにかございますか。 〇〇委員どうぞ。
委員	今の畜産の排せつ物の関係なのですが、離水剤で、水と糞を分ける薬剤を結構あちこちで使われていますが、元の段階でのチェックがされていないと思ひまして、私共の農家では、自分でチェックをして使う使わないを決めています。このような例がありますが、その問題については、この規格で読めるのでしょうか。
事務局	根本は、たい肥化又は発酵した排せつ物（家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。）ということしか規定がありません。
委員	ということは、途中で、いわゆる水分を抜くために使っても問題がない

と。ただ発酵することは発酵しますので、発酵していれば過去にそういったものを使っているとしても特に問題がないということでしょうか。

事務局 本則の方で先程の家畜糞尿の場合は、資料の 7 ページのほ場における肥培管理のところ、別表 1 に掲げる肥料及び土壌改良資材、製造工程において化学的に合成されていない物質を添加していないものに引がかかるのであれば、だめということになります。

どのようなものなのですか。

委員 豚糞がべとべとしているものですから、それを固形化するために使う薬剤です。一般にはよく知られているもので、養豚農家ではよく使われています。

事務局 それは豚糞以外の牛糞とかにはどうなのですか。

委員 牛糞には使いません。

事務局 今の〇〇委員の話を聞く限りにおいては、豚糞が原材料でそれを水分と分離するというのは、製造工程に入るのもそれはだめという解釈になるかと思います。

委員 それは日々使いますから、毎日の話です。要するに農家が水分と固形とを分けてしまうというだけのことなんです。その固形分を持ってきて発酵させて使います。

元々原料に日々使っている。一連に使われている薬品と同じようなものだと思うのですが、それは発酵しづらい部分もあるし、だいたい化学物質が残るので、使っているものかどうかと。我々は使わせたくないと思うのですが。

部会長 かなり細かな、技術的な問題、若しくは解釈については、それはまた Q & A で対応して頂いたらどうかという感じがいたしますので、特に消費者委員の皆さんにはあまり細かな技術の話はご理解頂きにくいと思いますし、部会の論議としては細かすぎるので、この場は一般論で審議したいと思っています。ですから、運用上カバーできる部分については Q & A で対応して頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 別表のみの審議に入っていますが、本則の方はよろしいでしょうか。特に私は、種と苗、可能な限り若齢なものということですから、種子繁

	殖のものは最も若齢と言いますと種になります。ですからトマトを作る場合は最も若齢な種子ということになると種。で、栄養繁殖のものについては苗ということになりますが、それがなかなか育苗技術上難しいので5年の猶予をつけて頂いています。ということで、これは特に消費者委員の皆さんに充分ご理解頂かないといけないので、よろしいでしょうか。
委員	(異議なし) その他に、事務局から説明して頂いた原案についてなにかご意見等ございますか。
委員	(特に無し)
部会長	それでは、この辺で有機農産物の見直し原案、一部修正が入りますけれども、あるいは一部事務局に持ち帰らせて頂く部分がございますが、それを含めて今日の原案についてご了解を頂いたということにさせて頂いてよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
部会長	ありがとうございました。全員の皆さんのご賛同を頂いて、原案の一部修正を含めてお認め頂いたということにさせて頂きます。どうもありがとうございました。 事務局でもう一点、皆さんにご了解を頂きたい点がありますので説明して頂きます。
事務局	今回の規格の改正に直接反映するような中身でないで、その他ということで、今年をご存知のようにいろいろな気象災害とか地震とかありまして、有機のほ場に、河川の氾濫で大量の土砂が入ったとか、土砂崩れで土砂が入ったりと、そんな場合に当然有機の場合は、周りからの飛散や流入が適切に措置されていなければいけないですが、こんな想像を超えるような天災の場合、このほ場についてどういう取扱いをするのがいいのかということについて、兵庫県の有機農業研究会から質問のペーパーが事務局宛にありました。兵庫県の豊岡市の方で非常に甚大な被害がありまして、河川の氾濫で一面水没状況になったと。そういうような時に本来であれば使用禁止資材が流れ込んだということであれば、一旦認定を取り消して3年間かけてまた土作りをして頂いて有機に戻して頂くということが、一番厳しくやれば、そういうことになるのかなということなのですが、こういった不可抗力の場合、そこまでやるのが果たして有機の生産者にとって非常に大きな痛手になりますので、有機農業を継続するという観点からいかが

なものかということです。事務局としても兵庫県有機農業研究会のペーパーを踏まえた形で、案を作成させて頂きました。この案につきまして、納得頂けるものかどうか、ご意見頂ければと思います。

具体的には、台風、あるいは地震等で広範囲な天災で、河川の氾濫、土砂崩れ等により周辺から土砂が流入したり、冠水した有機認定ほ場については、使用禁止資材流入の可能性があることから、そういう可能性がないという場合を除いて、まず被害を受けた時点で作付けられていた農産物があれば、そういう作物の当該作期における収穫物については、使用禁止資材の流入が否定できないということであれば、有機の格付は認めないこととするとともに、かつ土砂の流入がされたということであれば、ある程度の期間、土作りをやり直す必要があるのではないかと思います。天災を受けた時点で生産していた作物がもしあれば、それを収穫か又は取り除いた時点、天災を受けた時点でなければ、その時点になるかと思いますが、それから土作りを開始したとして、その土作り１年以降に収穫された農産物については転換期間中有機農産物とするということで、１年を経過して収穫された農産物については、有機農産物とするという取扱いでいかなものかということでございます。ご意見を頂ければと思います。

部会長 ありがとうございます。これは、制度を変更するということでは無く、このように運用してはどうかという事務局からのご意見を頂いています。ご異存ございますでしょうか。

委員 （異議なし）

部会長 よろしいですか。

委員 （全委員同意）

部会長 はい。ありがとうございます。こういう形で運用していくことにいたします。

（休憩）

部会長 ただいまから、再開させて頂きます。

本日の第２議題、有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しというのですが、その前に事務局から先程の委員の皆さんにご検討頂いた部分について原案修正をご提案して頂きます。よろしくお願いします。

事務局 ○○委員からご意見がございました食品産業の残さを読めるようにということでございます。資料の１２ページのたい肥化又は発酵した有機質の

	家庭廃棄物というところがございますが、有機質の家庭というところを食品に置き換えまして、たい肥化又は発酵した食品廃棄物というふうな修正をすることで、如何かと。それでよろしければそのように修正した形でパブリックコメントにかけさせて頂きたいなと思います。如何でしょうか。
部会長	こうして頂くとかなり広範囲な解釈が出来るので、よろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
部会長	ありがとうございました。原案に一部修正がありました。それを認めて頂いたということにいたします。 それでは、資料3をご用意下さい。有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて、事務局から原案の説明をお願いいたします。
事務局	(資料3「有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて(案)」に基づき説明)
部会長	ありがとうございました。 有機農産物加工食品の原案の説明を今して頂きました。早速、委員のみなさんからご意見をちょうだいしたいと思います、いかがでしょうか。
委員	資料26ページの現行で「使用する酵素等は」のところで、「等」が入っていたのですが、酵素だけは別表へ行きましたが、残りの「等」はなにを意味していてどこにいつてしまったのかという単純な疑問の質問です。
事務局	ここで、従来の規格の中の酵素等の等は、具体的に言うと微生物、納豆菌ですとか、そういう生物の機能を利用したものの例ということで、酵素等で等の中で微生物というものがあるということなんですが、酵素を別表に持っていったので、残るものは微生物です。 微生物を頭出しにすると、微生物の他の等がもしかしたらあるかも知れないし、ないかも知れないし、実態が分からないので、できれば微生物等という表現、あるいは微生物に限定した表現は避けようということで、工夫をしまして、生物の機能を利用した方法によることというふうにさせて頂いたということでございます。
部会長	よろしいでしょうか。だから謳われているということのようです。 〇〇委員なにかございますでしょうか。
委員	転換期間中をきちっと表示するという部分ですが、もう一度イメージと

してどうなるのか説明願いますでしょうか。

事務局

生鮮品表の関係上、当然名称は書かなければならないので、例えばオクラとは書いてあります。生鮮食品の品質表示基準には抵触しないのですが、これを見たときにＪＡＳマークがあるので、有機農産物のオクラか、転換期間中有機農産物のオクラかということを書いていないと消費者は分からない。それで、これがもし転換期間中のものに転換期間中オクラと書くことが免除されるというか、書かなくてもいいとしてしまったら、転換期間中の人はみんな転換期間中と書かずに有機ＪＡＳマークだけ貼り付けて、単にオクラとしか書かないという抜け道になってしまうので、転換期間中の農産物であろうが、加工食品であろうが、それらにＪＡＳマークを附して流通させるのであれば、転換期間中〇〇というふうに書いて下さいという主旨です。

委員

資料の２８ページの現行のところでは「転換期間中」と記載することとなっている。この部分が改正案では、名称の表示を行わなければならないとなっているだけで、今の事務局の説明ですと、転換期間中だということをはっきり今回の改正で明記すべきだというふうな説明がありましたが、これは現行の説明をされたわけじゃ無いんでしょうか。

事務局

違います。ここの書きぶりについては、法令の専門家に見て頂いて、実際、こういったケースが見つかってこれはだめで、ＪＡＳ法上取り締まられると思っていたのですが、現行の規定を見て頂いたところ、これは義務ではない。この規定ぶりは、必ず転換期間中と書かなければいけないというふうには法令的には読めないと。我々は読めると思うのですけれども法令的には読めないというふうに言われてしまったので、それで法令的に読めるような書きぶりにしなければいけないというのが改正案です。

委員

今までは私は、有機農産物に関しては、有機農産物と転換期間中の有機農産物があって、表示の問題としてきちっとやるべきだと思っていたのですが、現行では転換期間中として表示するということを義務づけられていなかったということなんですか。

事務局

法令を厳密に解釈すると、そうなるということのようで、実際、担当はそういうつもりはまったく無かったので、それはだめに決まっているじゃないかと思っていたのですが、詰めていくとこの書き方では不十分だというような指摘があったものですから、改正しなければいけないと。

もちろん、従前からもしこのような表示があれば、これではだめだと、登録認定機関もこんな表示はだめということで当然指導はされていると思います。

	実際こういったケースもあるものですから、今回の改正にあわせて明確に法令的にもだめだということを明確化させて頂きたいということでございます。
委員	主旨は分かりました。
部会長	今回、担当頂いた法令担当の方はかなり厳密に読んでいらっしゃるようで、私もとくに義務化されていると思っていました。この文言ではそういうふうには読めないということなんだそうです。法令に詳しい方がおっしゃるのでやむを得ないと感じています。 〇〇委員どうぞ。
委員	今の表示の件ですが、転換期間中と普通の有機農産物で小分けで一緒にされた場合について、転換期間中と表示するぶんには問題ないですか。
事務局	はい。
委員	もう一つ、加工のところで検討委員会で、オゾン水とイオン水はだめという話だったのですが、工場で実際はオゾン水ではなく、オゾンを使っている場合があるのですが、これもだめということですか。
事務局	はい。
委員	そうしますと、相当食品衛生上かなり問題が出てくる工場があるんでは無かろうかと思ったものですから
事務局	現状で有機の加工場でオゾン使われている例というものはありますか。
委員	ちょっと、分かりません。
部会長	〇〇委員どうぞ。
委員	転換期間中のものでも有機ＪＡＳのマークが付けられますね。それは認証団体がＯＫしたということで付けられるわけですね。そうすると認証団体が転換期間中のものを認証するというのは、既にきちっと有機が出来ているものとは条件的に差があるのですか。
部会長	期間が違います。
委員	それでは、例えば期間を５年にすると１年目の期間中と４年目の期間中

では、ずいぶん意味合いが違ってくると思うのです。そうするとそういうものを認証する段階ではなにか区別があるのですか。

事務局

転換期間中というのは、有機農産物のほ場の条件で決まっております、資料 6 ページで、本来の有機というものはどういうものかということ 2 の (1) に書いてありますように、多年生作物を生産する場合にあってはその最初の収穫前に 3 年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種又は植え付け前 2 年以上の間有機的な管理が行われているというものであれば、そういうほ場で生産されたものは有機農産物。一方これから有機を始めようとする方、使用禁止資材の使用を止めて土作りを開始された方が作られる農産物というのは、2 年間、3 年間は当然有機とは言えないのですが、それに移行するまでの間の表示も転換期間中という表示を条件付きで認めておりました資料 17 ページ 2 の (2) に書いてありますように収穫前 1 年以上の間有機的な管理が行われている。つまり使用禁止資材を中止して土作りを行っているほ場で生産されたもので、かつ 2 年、あるいは 3 年に満たないようなほ場で生産された農産物は転換期間中農産物と表示が出来ます。それで、それらを原材料とした加工食品は転換期間中有機農産物加工食品という表示になります。

部会長

そういうふうに期間設定が謳われているのです。
有機は一般作物は 2 年以上、肥料、農薬を使わないで 2 年間。それに到るまでが転換期間中。ただし 1 年以上経過していないとという話です。
なにか他にございますか。

委員

期間中というのは、分かるのですが、初めと最後の方の転換期間中の切れる際のものと最初と土壌の条件が違うのではないかと。それで、特別に認証する段階で、そういうことを考慮して、転換期間中でも同じ J A S のマークを申請して認証されれば付くわけですので、そこで認証団体では差があるのかと

部会長

収穫前は全て 1 年以上生産しなければだめなので、そこではちゃんと揃っているわけです。

委員

そこでは揃っているのですが

事務局

1 年から 2 年の間がちょっとバラツキがあるということだと思うのですが、そこまでは、細かく規定出来ないのです。

委員

認証団体によって差があるのかと思ひまして。

事務局	それはありません。
部会長	認証団体の解釈の差はありません。
事務局	畑は転換して１年目のものと２年目に近いものはかなり差がありますが、そこを細かく規定しているときりがないので、転換期間中と有機と二つに分けています。
部会長	それでは、こんなところで、議論は出尽くしたと思います。こちらの方もただいまの原案について特に修正の意見もございませんでしたので、お認め下さっていると思いますが、確認をさせていただきます。 有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについてこの原案にご賛同下さいます委員の方は挙手をお願いします。
委員	(全委員挙手)
部会長	はい。ありがとうございました。